最終更新日:2015年7月1日

パンチ工業株式会社
代表取締役社長 武田　雅亮
問合せ先:総務部コーポレート課 03-5460-8237
証券コード:6165

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グローバルに事業を行う企業として、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすこと、経営の健全性および透明性を高めることが、株主や顧客をはじめとするステークホルダーにとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、1.業務執行責任者に対する監督・牽制の強化、2.情報開示による透明性の確保、3.業務執行の管理体制の整備、を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エム・ティ興産株式会社	1,090,000	9.85
森久保　有司	822,000	7.43
森久保　哲司	650,000	5.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	644,500	5.83
パンチ工業従業員持株会	580,800	5.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	448,900	4.06
野村信託銀行株式会社(投信口)	250,400	2.26
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	246,000	2.22
神庭　道子	243,000	2.20
杉本　健二	129,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横山　茂	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山　茂	○	横山茂氏が兼職先であった企業と当社の間には、リース取引が存在していますが、その額は2015年３月期の連結会計年度における連結売上高の0.01％未満で非常に僅少であります。	（社外役員選任理由） 金融分野の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有していることより、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しております。 （独立役員に指定した理由） 経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	1	1	0	3	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	1	1	0	3	その他

補足説明 更新

指名委員会及び報酬委員会に相当する任意の委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。
「その他」の委員の属性は、社外監査役2名及び名誉会長の計3名であり、現在、委員長は社外監査役がその任に就いております。
当該委員会の役割は、代表取締役より諮問された取締役又は執行役員の選任・解任に関する株主総会議案又は取締役会議案、報酬案、その他これらに関する基本方針、規程類等に関する事項につき、答申することであります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は三様監査の有効性と効率性の向上を図るため、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化を図っております。
1. 監査役と会計監査人の連携
監査役及び会計監査人の監査計画について、事前に双方の報告を受ける体制となっております。監査役は会計監査人による監査報告会への出席の他、必要に応じて会計監査人監査の立会や、情報交換を行っております。
2. 監査役と内部監査部門の連携
監査役と内部監査部門は、双方の監査計画、監査結果を報告する体制となっております。また双方による監査の実施および必要に応じて随時情報交換を行っております。
3. 内部監査部門と会計監査人の連携
会計監査人による監査報告会および内部統制評価等を通じて、相互に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安藤　良一	弁護士													
松江　頼篤	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤　良一		松井建設株式会社　監査役	（社外監査役選任理由） 弁護士としての専門的見地から企業法務に優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しており、適切な監査を行うことができると考えております。
松江　頼篤	○	―――	（社外監査役選任理由） 弁護士としての専門的見地から企業法務に優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しており、適切な監査を行うことができると考えております。 （独立役員に指定した理由） 当社と人的、資本的な利害関係がなく、客観性、中立性の観点より経営を監視でき、独立役員の要件を満たしていると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する施策につきましては、長期的かつ安定的な企業価値向上の観点から、現時点においては導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告にて全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を定めております。各取締役の報酬等の額の決定に関しては、過去の経験、市場水準と各取締役の貢献度に照らして指名・報酬諮問委員会で妥当性を検討し、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達体制については、部門や子会社からの月次業務報告を回覧するなど定期的に情報を提供するほか、出席されない経営会議等の会議資料の配付、さらに必要に応じ説明を行うなど、社外取締役、社外監査役の職務執行の補佐に努めております。また、社外取締役及び社外監査役の業務連絡・補佐等は総務部が担当し、各部門長からの業務報告の場を設定するなど、コミュニケーションが保てるよう配慮しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役会・取締役
当社の取締役会は、取締役4名で構成され、月1回以上の定例取締役会の他必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、業務執行は、執行役員を選任し権限委譲した組織運営を行い、取締役の「経営監視機能」と執行役員の「業務執行機能」において、責任と権限を明確化した体制を作り、意思決定のスピード化を推進しております。
2. 経営会議
経営会議は、業務執行取締役、執行役員、本部長及び経営戦略室長で構成し、月1回以上開催しております。事業計画の進捗と業務執行に関する個別課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行っております。
3. 監査役会・監査役
監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンスの観点より経営監視を実施しております。
監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議への出席や各支店・工場への往査など実効性のあるモニタリングに取組んでおります。
4. 会計監査人
2012年6月より有限責任監査法人トーマツを選任しておりましたが、2015年6月任期満了により退任し、新たにあらた監査法人を選任いたしました。会計監査人は必要に応じて、監査役、内部監査室と情報交換を行い、監査の連携を図っております。
5. 内部監査室
会社の組織及び諸制度の妥当性、諸業務の合法性、合理性及び能率性を監査し、経営の合理化及び業務の適正な遂行を図っております。
6. リスクマネジメント委員会
リスクマネジメント委員会は、取締役・執行役員・本部長、経営戦略室長、内部統制室長、総務部長及びグループ会社代表で構成しており、リスク管理体制及び法令遵守体制における整備・維持・向上と社員教育・研修を実施しております。
7. 役員報酬の決定方法等
取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。取締役個別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会で、その妥当性について検討し、取締役会で決定、また監査役個別の報酬については監査役会で決定しております。
8. 責任限定契約の締結について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様にご承認いただいており、社外取締役である横山茂氏並びに社外監査役である安藤良一氏及び松江頼篤氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を有する取締役会に対し、取締役4名中1名を社外取締役に、また監査役4名中2名を社外監査役としております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的立場からの経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による取締役会の監督機能、社外監査役による独立した立場からの監査が実施されること、また監査役会が会計監査人や内部監査室と連携を取り監視機能を強化しており、経営への監視機能が十分に確保された体制が整っていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年集中日を避けて株主総会を開催しております。 本年（2015年）は6月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主に議決権を行使していただくために、電磁的方法による議決権行使についても、今後検討すべき課題と考えております。
その他	当社ホームページに招集通知及び決議通知を掲載しております。また招集通知は法定期日より早く発送するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRサイトにて公表します。 開示の基本方針、開示方法、インサイダー取引の未然防止、情報の取扱等について規定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に2～4回程度開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間及び通期の決算発表後に説明会を開催予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトのURLは、www.punch.co.jp/ir/index.html IRサイト掲載情報は、決算情報、会社説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知・決議通知、株主総会参考書類等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部コーポレート課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規範、行動指針を定め、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得し、環境行動指針に基づいた環境保全活動を継続的に推進しております。また、有害化学物質を含有しない製品づくり・調達に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、これについては外部環境及び経営環境の変化に応じて、継続的改善に努めるものとしております。
内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下のとおりであります。
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
（1） 当社は企業活動の基本として、「経営理念」「企業ビジョン」「社訓」並びに「企業倫理規範」「行動指針」を定め、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
（2） 代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの的確な把握・評価と適切なコントロール等を行うリスク管理体制を整備するとともに、法令遵守体制の整備・維持・向上の推進に努める。
（3） 代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行状況について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
（4） 取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に、報告・通報を行うことができる社内通報システム「パンチホットライン」を整備し、「内部通報制度規程」に基づき内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。なお、報告・通報は匿名を可能とし、通報者が不利益を被らないことを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第1項第1号）
（1） 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書を、関連文書とともに、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」その他の社内規程に定めるところに従い、適切に保存し管理する。
（2） 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第2号）
（1） 「リスク管理規程」に経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この体制を整備・維持することによって適切なリスク対応を図る。
（2） 不測の事態が発生した場合には、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき代表取締役社長を委員長とする臨時委員会を開催、状況に応じた迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第3号）
（1） 経営環境の変化に対する迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。
（2） 取締役会は、毎月1回以上開催し、経営上の重要な事項について意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。
（3） 業務執行取締役、執行役員、本部長及び経営戦略室長で構成する経営会議を毎月1回以上開催し、業務執行上の重要課題について検討、審議並びに決定を行う。
（4） 「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号）
（1） 「関係会社管理規程」など社内規程を整備し、子会社管理を管掌する執行役員を置き、子会社の業務執行を監視、監督し業務の適正を確保する。
（2） 子会社の経営活動上の重要な意思決定については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととする。
（3） 子会社の財政状態、経営成績及び重要な決定事項の当社への定期的な報告を義務付けるとともに、重要な事象が発生した場合には、その都度報告を義務付ける。
（4） 当社は当社グループのリスク管理を担当する機関として、子会社の代表者も委員となる「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議する。
（5） 当社は将来の事業環境を踏まえたグループ中期経営計画を適宜策定し、当該中期経営計画を具体化するため、当社各部門及び子会社はそれぞれ重点施策を定め、グループ全体の目標達成に向け諸施策を実行する。
（6） 内部監査室は、子会社の内部監査部門と密接に連携し、定期的に子会社の業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第1号）
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、すみやかに適切な要件を満たす職員の選任に努めるものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第2号）
監査役の職務を補助すべき使用人の決定及び異動に関しては、監査役の同意を前提とする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第3号）
監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指示命令に従うものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第4号）
（1） 取締役又は使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項をすみやかに報告するものとする。
（2） 内部監査室や「リスクマネジメント委員会」事務局は、内部監査や「リスクマネジメント委員会」等で検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項、内部通報制度の運営状況等を定期的に報告するものとする。
（3） 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行わなければならない。

10. 当社監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第5号）
当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第6号）
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第7号）
（1） 監査役及び監査役会は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査を行う。
（2） 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
（3） 監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、監査の実効性を高める。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制が適正に機能することを

継続的に評価できる体制を整備、維持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「パンチ工業株式会社行動指針」において、企業活動や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないことを宣言しております。
反社会的勢力を排除するための体制につきましては、以下のとおりであります。
（1）反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
a 当社の行動指針、社内規程等に明文の根拠を設け、役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取組む。
b 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。
（2）反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
a 反社会的勢力の排除を推進するため本社総務部を統括管理部門とし、また、各拠点に不当要求対応の責任者を設置する。
b 「反社会的勢力対応マニュアル」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取組む。
c 取引先等については、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
d 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取組む。
e 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

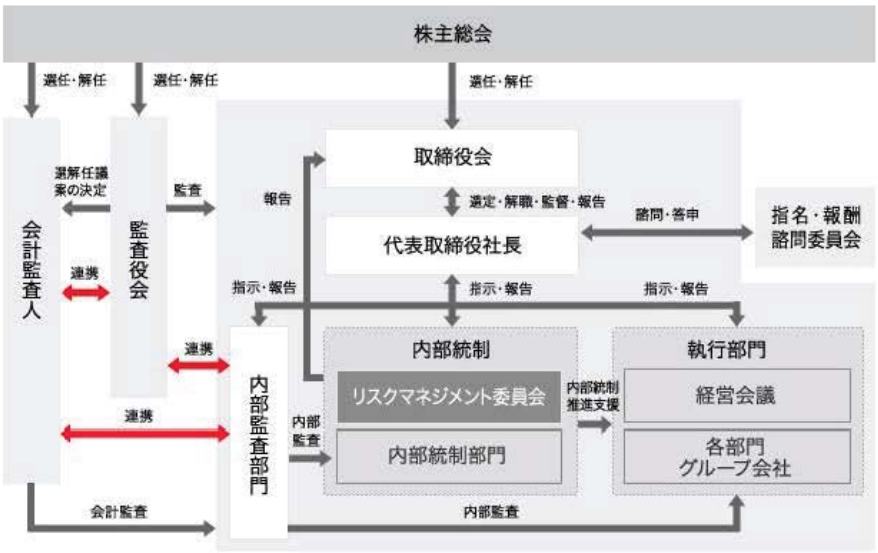
該当項目に関する補足説明

―――

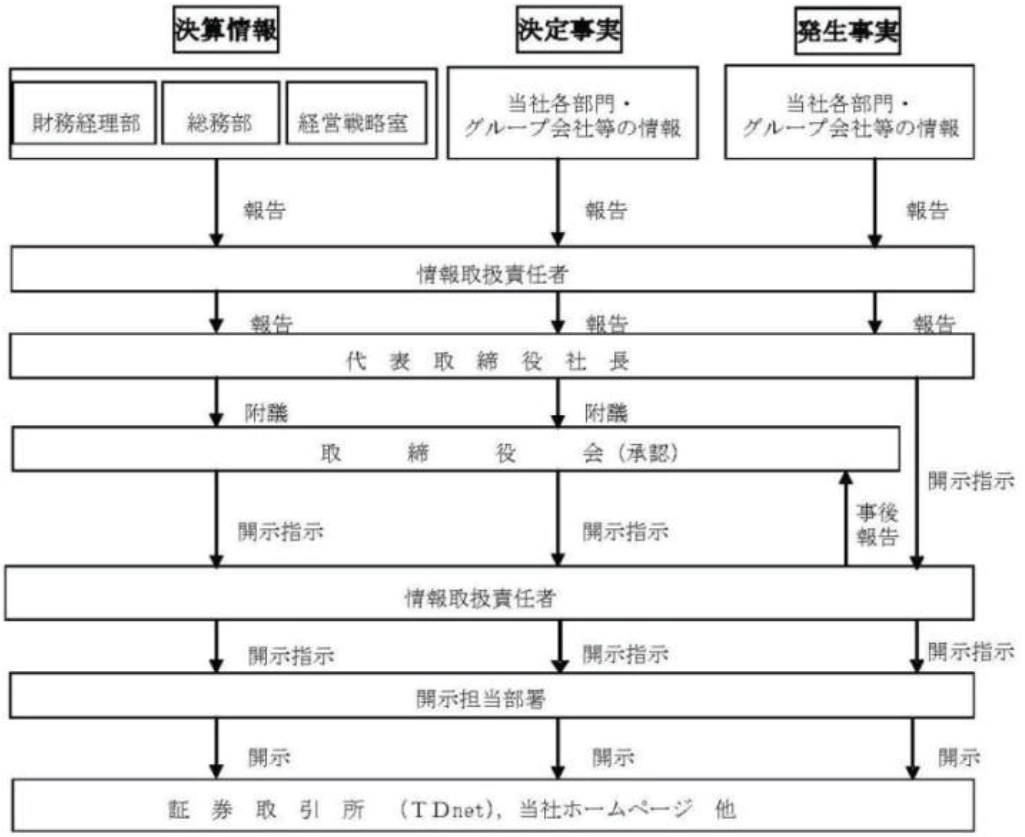
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上